

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・打合せ ・協議	文書番号	548
		決裁期日	平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日
名 称	上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会		
日 時	平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日（木） 10 時 30 分～11 時 15 分		
場 所	上富良野町役場 2 階 審議室		
出席者	委員：川上委員、長田委員、富山委員、田中委員（総務課長）、北向委員（建設水道課長） 5 名 庶務 産業振興課長 商工観光班主幹 担当主査		
内 容	<p>■■■■■から上富良野町企業振興措置条例第 7 条に基づく工場等の指定申請書が提出されたことから同条例施行規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定により指定の可否について、上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会を開催し審査を行った。</p> <p>1 委員長・副委員長の選出について</p> <p>庶務担当課長開催あいさつの後、伊藤委員長、金子副委員長辞任に伴う委員長、副委員長の後任について、委員相互の互選により委員長 川上幸夫氏、副委員長 富山太績氏に決定した。川上委員長の就任あいさつ後、審査を行った。</p> <p>2 工場等指定の可否について</p> <p>○担当主査から別紙資料により工場等の指定について説明。</p> <p>生産設備の増設内容は、プラスチック製品製造業工場、投下固定資産額 40,640 千円、増加する従業員 11 名 主にアルミケース、キャップの生産設備導入を行う。</p> <p>助成内容については、固定資産税相当額の助成と従業員 1 につき 15 万円の助成が 3 年間で、固定資産評価基準日が平成 25 年 1 月 1 日のため助成については平成 25 年度からで助成額については 1,034,400 円程度、平成 26 年度、平成 27 年度については、北海道の補助金との調整がないため雇用助成が 900,000 円増額となる。</p> <p>質疑 1 新規雇用従業員について出向者についても対象となるのか。</p> <p>担 当 新規指定時の雇用助成の対象外従業員であり、今回の生産設備増設により研修先の茨城から帰町することとなるため増加する雇用従業員となり対象となる。</p> <p>委員長 他に質疑がなければ、指定することを可とすることで決定するがよいか。</p> <p>各委員 異議なし。（指定することで決定）</p> <p>以上で会議を終了し、■■■■■へ行き現地確認した。</p>		